

		5 家畜伝染病まん延防止のため家畜等の移動禁止又は制限を命ずること。 6 家畜伝染病まん延防止のため家畜集合施設の開催、放牧等の制限を命ずること。 7 家畜防疫員の任免及び雇上獣医師の委（解）嘱をすること。 8 家畜防疫員の派遣及び要請に関すること。 9 動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第3号）第57条第1項の規定により許可をすること。 10 家畜防疫自衛組織の強化指導に関すること。	
5 動物薬事に関する こと。		1 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく許可の取消し等をする事。 2 医薬品又は医療用具の販売業者に対し改善を命じ、又は使用制限をすること。 3 販売業の許可（更新に係る許可を除く。）をすること。 4 薬事監査員を任命すること。 5 動物用医薬品の指導取締りに関すること。	1 不良品、不正表示品等について、廃棄その他の措置を命ずること。 2 配置販売業者及び配置員の身分証明書を発行すること。
6 獣医事に関する こと。		1 診療簿及び検案簿の検査を行うこと。	1 獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規程による届出の進達をすること。 2 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設の届出の受理に関する事。